

岩手県告示第679号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成24年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年9月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 日建興業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区斉の神121番地
 - ウ 代表者の氏名 小野寺テイ
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第1741号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年9月12日付けで土木工事業、建築工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年7月30日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 匠技建
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字赤沢45番地1
 - ウ 代表者の氏名 新沼匠
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第9839号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年7月10日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年9月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社千葉正建築
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市江刺区稲瀬字広岡前228番地
 - ウ 代表者の氏名 千葉末喜
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第60027号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年9月13日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成24年9月6日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 今野興業
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字下権現堂105番地2
 - ウ 代表者の氏名 今野學
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第90060号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成24年8月20日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。